

第 179回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第 1 7 9 回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和 5 年10月13日（金）午後 1 時30分～午後 3 時13分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー 8 階 日本司法支援センター 第一会議室

3 議題

契約弁護士等に対してとる措置について

午後 1 時30分開会

○高橋委員長 ちょうど定刻でございます。今日は179回目の審査委員会でございます。

季節の変わり目で、いろいろと難しい時期に御参集いただきまして、ありがとうございます。

今日は、9名全員御出席でございます。定足数に問題はございません。

では、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、配布資料を確認させていただきます。本日の審議予定は6件でございます。審議順に令和4年審第29号、それから令和5年審第6号、第18号、第19号、第20号、それから追加で送付いたしました令和4年審第34号の各資料となります。

以上です。

○高橋委員長 はい。

確認いたしますと、本日、契約弁護士等に対して取る措置についての付議案件は6件でございます。後でちょっと申します。継続案件がなくなりましたので、実質と形式が一緒になります。では、本日の審議に入ります。令和4年審第29号でございます。資料1でございますが、資料1-1、1-2、1-3。

じゃ、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和4年審第29号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、令和5年審第6号でございます。資料というか、これも前に一度議論した案件ですね。じゃ、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和5年審第6号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○石塚法務室長 では、令和5年審第6号です。

○高橋委員長 次は令和5年審第18号、資料3、3-1ということでございますが、お願いいたします。

○石塚法務室長 令和5年審第18号です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和５年審第18号）の審議部分については、審査委員会運営規程第５条第５項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 次は、令和５年審第19号でございます。資料番号が今日は欠けているんです。じゃ、説明お願いいたします。

○石塚法務室長 では、令和５年審第19号の方です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和５年審第19号）の審議部分については、審査委員会運営規程第５条第５項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは次の、これが令和５年審第20号、説明お願いいたします。

○石塚法務室長 令和５年の審第20号です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和５年審第20号）の審議部分については、審査委員会運営規程第５条第５項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、本日最後の資料６、令和４年審第34号、では、御説明お願いいたします。

○石塚法務室長 令和４年審第34号です。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和４年審第34号）の審議部分については、審査委員会運営規程第５条第５項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 それでは、審議案件はこれで終わりなのですが、じゃ、次回のことをお願いします。

○石塚法務室長 次回はないんだよね。

○事務局 はい。

○高橋委員長 そうということです。私、議長としては11月は休会でいかがですかということですが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

午後３時13分閉会